

## 第 3 回

# 富里市農業委員会議事録

令和 3 年 3 月 4 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第3回）

日 時 令和3年3月4日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 5 議案第4号 競（公）売による買受適格証明願について
  - 6 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

|    |   |   |   |    |    |   |   |     |
|----|---|---|---|----|----|---|---|-----|
| 1番 | 関 | 利 | 之 | 2番 | 伊  | 井 | 義 | 則   |
| 3番 | 塩 | 澤 | 英 | 一  | 4番 | 篠 | 原 | 美惠子 |
| 5番 | 相 | 川 | 克 | 義  | 6番 | 森 | 田 | 孝子  |
| 8番 | 藤 | 崎 | 芳 | 久  |    |   |   |     |

欠席（1名）

7番 田 上 友 子

農地利用最適化推進委員

出席（11名）

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 成 | 毛 | 勝 | 出 | 山 | 誠 | 一 |
| 本 | 橋 | 春 | 國 | 本 |   | 茂 |
| 篠 | 原 | 弘 | 皆 | 川 | 幸 | 雄 |
| 吉 | 川 | 孝 | 相 | 澤 | 直 | 哉 |
| 野 | 島 | 勇 | 田 | 口 | 榮 | 一 |
| 吉 | 田 | 隆 |   |   |   |   |

欠席（1名）

池 田 正 巳

◎開 会

議 長 これより令和3年第3回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

塩澤英一君、篠原美恵子君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号、議案第3号6

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 議案第1号 第3条の規定による所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をします。

担当委員は、藤崎会長、篠原委員と塩澤です。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりです。

面積は、1筆1,357㎡です。

申請地は、富里酒々井線を芝山に向かう十倉十字路の信号の手前500mぐらい手前を右に入って100mぐらいに位置します。

第1種農地で現状は耕作されておりました。違反等はありませんでした。

申請の理由は、経営規模拡大です。取得後はニンジンを作付けするそうです。

進入路については、申請者の所有の隣接地なので問題ありません。

第三者の権利はありません。小作人もありません。

次に、権利者の経営状況ですが、畑作と養豚の複合経営です。畑22,646㎡、豚600頭を飼養しています。

農地はすべて耕作されています。

世帯員は4人で従農者が2人です。雇用が年間600人工あるそうです。

農機具はトラクター1台、耕運機1台、農業用トラック2台他です。

申請者の隣接地なので通うには問題ありません。

現在所有している農地もきちんと耕作されています。

第三者へ委託する予定はありません。

添付書類の不足もなく、許可要件を満たしていると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 農地法第3条の規定による許可申請について 所有権移転2について、現地調査の報告をいたします。

今月はコロナ対策の観点から、聞き取り調査は行いませんでした。

担当委員は、藤崎会長、塩澤委員そして私、篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

今回の申請理由は、権利者は経営規模の拡大、義務者は経営規模の縮小です。

申請地は、高松の香取神社の近くで市道に隣接しております。

権利者はこれまで申請地を借りて耕作しており、ビニールハウスが3棟あり、今後すいか苗、水稻苗などを作る予定です。

第三者の権利はありません。

次に、権利者の経営状況ですが、世帯員2名、従農2名で、トラクター3台、田植え機1台、耕運機1台を所有し、水稻と畑作です。

住所地から申請地までは0.2kmほど5分ぐらいで、効率よく利用されると思います。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、使用貸借権設定1を議題とします。

高須事務局長の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

高須事務局長。

高須事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について報告します。

概要は、議案記載のとおりです。

権利者と義務者の関係は、義務者が親で、権利者が子です。

申請の理由としては、本件は平成10年4月15日付けで使用貸借権設定の許可を受けておりますが、農業者年金を受けた農地の契約期間が満了するために、使用貸借権の再設定を行い、経営移譲を継続しようとするものです。

申請地等についてですが、土地の表示等については議案書のとおりです。

申請地の現況は、農地として利用されておりました。

隣接地との境界は確定しており、進入路も市道で確保されています。

第三者の権利はありません。

次に、権利者の経営状態等ですが、田62a、畑197aで水稲、各種露地野菜を栽培しています。

労働力は2人で、専業が1人、兼業1人で、農機具一式を保有しております。

営農計画ですが、現状と同様に水稲と各種露地野菜を栽培していくそうです。

現在の耕作状況ですが、現在所有している農地を効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為は行っておりません。

申請地は自宅に近接しており、耕作が容易と認められ、現在の営農状況からみて、適正に

営農行されると判断されます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員。

関委員 経営移譲年金の場合ですと、権利者は農業者でないと受けられないと思います。権利者の職業は農業ですか。

議長 事務局。

事務局 市役所の職員で公務員です。

議長 関委員。

関委員 農業者というと年間150日以上耕作がないとだめだと思うんですけど。

議長 事務局。

事務局 60日ということで申請書にはあがっている。

議長 関委員。

関委員 60日と150日、どっちをとるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 畑等を見回ったりすることも農業者の一つの条件となりますので、休日に農業を行っているほかにも、農繁期には手伝っているということで、条件はクリアしているものと考えます。

議長 外に意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、区分地上権設定1及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定4一時転用は関連があるため、一括議題とします。

高須事務局長の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

高須事務局長。

高須事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定4一時転用について関連がありますので一括で報告させていただきます。

申請概要は議案のとおりです。

まず、議案第1号 区分地上権設定1については、権利設定の目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

下部の農地耕作者の同意書も添付されておりますので、一体不可分の関係にある5条一時転用が許可となる場合には、3条許可については問題ないと考えます。

次に議案第3号 使用貸借権設定4一時転用について、転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

申請地の位置はラディソンホテル通りを三里塚方面に向かい、ミニストップの先を左折し1km進み、突き当りを左折し50mぐらい進んだ右側奥に位置します。

令和3年第2回総会で許可された太陽光発電設備に隣接するものです。

申請地の状況は、トラクターで耕作してありました。

隣接農地との境界は入っていました。

申請地への進入路も市道から奥の畑道に入っており行き確保されています。

第三者の権利はありません。

農地区分ですが、農振農用地にあたりますが、農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため問題ないと思われれます。

一時転用計画について市農政課に意見照会したところ、令和3年3月2日付けで、農業振興地域整備計画の達成に支障はないとの意見が提出されています。

転用の概要は、営農型太陽光発電設備、パネル150枚、くい68本、面積0.32㎡です。

遮光による農作物への影響について、(株)太田花きより意見書の添付があり、耐陰性が高く太陽光発電下栽培に適しており問題ないと思われれます。

資金関係ですが、工事費用の見積書他撤去費用も計上されており、権利者には十分な資力があると確認できました。

以上、報告を終わります。

議長 ただ今、説明がありました農地法第3条 区分地上権設定1及び農地法第5条 使用貸借権設定4一時転用について意見はありませんか。

議長 相川委員。



相川委員 太陽光パネルの下には、どのような作物を作付けするのか。

議長 高須事務局長。

高須事務局長 他のところと同様に、ヒサカキを栽培するそうです。

議長 ほかに意見はございませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

議案第1号 農地法第3条区分地上権設定1は、議案第2号 農地法第5条 使用貸借権設定4一時転用の許可が条件で区分地上権設定となることから、議案が前後しますが、農地法第5条 使用貸借権設定4一時転用を先に採決します。

これから議案第3号 農地法第5条 使用貸借権設定4一時転用を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条 区分地上権設定1を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

なお、議案第3号 農地法第5条 使用貸借権設定4一時転用の千葉県知事による許可・不許可と調整して、許可書・不許可書を交付すること。

また、農地法第5条 使用貸借権設定4一時転用が不許可となった場合には、議案第1号 農地法第3条 区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

---

◎議案第2号、議案第3号1

議長 日程第3、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1及び

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1は関連があるため、一括議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 議案第2号 転用1と議案第3号 所有権移転1は関連があるために、現地調査及び書類審査を一括して報告します。

担当委員は、藤崎会長、篠原委員と塩澤です。

転用1の施設概要、申請者及び所有権移転1の権利者、義務者は議案記載のとおりです。

転用1と所有権移転1の申請地は、ともに富里酒々井線を芝山に向かう十倉の信号の手前500mぐらい手前を右に入って100mぐらいに位置します。

第1種農地で現状は耕作されておりました。転用の違反等はありませんでした。

転用の理由は、養豚業と耕種農業を営んでおり、来年度から子息が就農するため、分娩舎と交配分娩舎の新設を計画。養豚業を行っている隣接地の一部を申請地としました。

第5条の転用地においては、すでに売買契約を締結しており、他の隣接地で売買に応じる土地はありませんでした。

進入路は確保されており、隣接地との境界ぐいもありました。

都市計画等の関連法令はありません。

事業区域内に、申請農地以外の土地はありません。

転用面積は新築畜舎から考えて適当と思われます。

周辺地権者への説明は、計画図を示しながら丁寧に行った。一部の隣接者から、雨水について留意してほしい旨あったが、計画は同意を得ることができました。

雨水・碎石・土砂は、小堤で事業計画地一帯を囲い、他の土地への流出・飛散はしないとのこと。

土砂の搬入計画はありません。

防災計画は、工事車両が道路交通法を遵守し、工事中・工事後の第三者への損害は計画者の責任で速やかに処理します。

ガス・粉塵の発生はありません。

雨水は自然浸透及び雨水貯留地で処理し、汚水雑排水は貯留ばっ気処理後、液肥として使用し残りはバキュームカーで共同浄化槽へ運び処理します。

日照・風通しは、隣接地と十分離れているため問題ありません。

資金関係についてですが、事業にかかる資金に対して自己資金と借入金で十分の金額です。自己資金の残高証明と借入金は金融機関の書類も添付されておりました。

工事期間ですが、令和3年4月1日から令和3年10月31日までの7か月の見込みです。

添付書類の不足もなく、転用許可するための立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と考えます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいま説明がありました農地法第4条 転用1及び農地法第5条 所有権移転1について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、地法第4条 転用1及び農地法第5条 所有権移転1について採決します。

なお、採決は一括で行いたいと思います。

ご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、地法第4条 転用1及び農地法第5条 所有権移転1は、一括で採決することに決定しました。

これから地法第4条 転用1及び農地法第5条 所有権移転1を採決します。

両案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

### ◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関 委 員 議案第3号 農地法第5条の許可申請について、所有権移転2についての書類調査及び現地調査の報告いたします。

土地の表示、権利者、義務者、所有権移転事由は議案記載のとおりです。

申請地は、あずみ苑中沢 介護サービス、デイサービスの職員駐車場の隣です。

権利者ハミングバード（株）の定款によりますと、発電事業及び管理運営に関する事業を行っているということです。

資本金については1,000万円です。

今回の太陽光発電設備の設置につきましては840万円、土地代金200万円、その他1,439,300円、合計11,839,300円。

銀行の残高証明が添付されており、事業費を上回る残高がございました。

収支シュミュレーションが添付されており、10年で回収できるということです。

買取価格につきましては、21円/kwh。期間については20年。20年間の予想売電額は4,000万円を上回っております。

受電契約申込書が添付されており、また、再生可能エネルギーの電子申請が添付されておりました。

農地区分については、10ha未満であるため第2種農地。

農地区分が第2種農地であるため許可相当と思われます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定1を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について現地調査及び書類審査の結果について報告します。

担当は、藤崎会長、塩澤委員、篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

権利者の■■■さんは、義務者の■■■さんのお孫さんにあたります。

申請地は久能駒形神社を右折し、50m先の右側にあります。

申請地は、周囲を住宅等で囲まれた小規模農地であるので第2種農地bと判断しました。

農振除外は、平成10年6月10日付け全体見直し。

転用の用途は農家分家住宅の建設です。

権利者は現在アパート住まいで、部屋が手狭になってきたため、祖父の土地を借りて分家として自己用住宅を建築したい。

住環境がよい場所であり、他に良い土地が見つからないことからこの土地を選定したそうです。

事業にかかる訴額は2,024万円、内訳は整地費55万円、建設費1,969万円で全額自己資金です。

工期は、許可後から令和4年3月30日完成予定です。

当該地は道路より1.5m高いため、設計G.Lを50cm切土します。

周辺地権者への説明も済み、意見はありませんでした。

土砂等流出対策ですが、隣接地との境には土の堰堤設置により土砂の流出を防止します。

土砂搬入計画はなく、工事中は仮囲い等で第三者の進入を防ぐなど、事故防止に努めます。

雨水の処理は、宅地内浸透。雑排水の処理は合併浄化槽設置。流末の確保は蒸発拡散装置。

隣接地への日照、通風の影響を考慮し、建物を配置します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定2及び使用貸借権設定3は関連があるため、一括議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 議案第3号 農地法第5条の許可申請、使用貸借権設定2、3の書類調査及び現地調査の報告をいたします。

土地の表示、権利者、義務者、施設の概要、使用貸借権設定事由は議案記載のとおりです。

申請地は、征建築設計から入って一番奥の実家の隣です。

農地区分は第3種農地です。全面市道に水道、下水道。500m以内に富里小学校、クリーンセンターがありますので第3種農地となります。

施設の概要ですが、専用住宅、木造平屋建て、建築面積109.72㎡です。

農振につきましては、平成10年6月10日付け全体見直し。

開発行為許可申請については、令和3年2月22日。道路占用許可関係につきましては、令和3年2月10日給水管の敷設申請。同じく2月10日に汚水取り付け管の申請。2月12日に公共下水道区域外流入許可書が出ております。

資金計画ですが、建設費37,848,800円。すべて金融機関からの借り入れということで、(株) ■■■銀行 ■■■支店です。

農地区分が第3種農地であり、専用住宅の建築は許可相当と思われます。

以上です。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

なお、採決は一括で行いたいと思います。

ご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、農地法第5条 使用貸借権設定2及び使用貸借権設定3は、一括で採決することに決定しました。

これから使用貸借権設定2及び使用貸借権設定3を採決します。

両案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定5一時転用を議題とします。

高須事務局長の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

高須事務局長。

高須事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定5一時転用について報告します。

この案件は、平成30年3月27日付けで5条一時転用許可を受けましたが、令和3年3月26日で許可期間満了となるため、再度の許可を求めるものです。

土地の表示、権利者、義務者は、議案記載のとおりです。

申請地の位置は、ラディソンホテルの通りを三里塚方面に向かい、ミニストップを左折、大和ニュータウンに入って一番奥に位置します。

農地区分は、第2種農地です。

申請地の状況は太陽光発電設備が設置され、下部ではヒサカキが作付けされておりました。

転用の用途は、営農型太陽光発電設備の設置で、使用貸借権の設定です。

転用の概要ですが、パネル200枚、くい74本、面積0.34㎡です。

工事は完了済みです。

遮光による農作物への影響について、(株)太田花きより意見書の添付があり、耐陰性が高く太陽光発電下栽培に適しており問題ないと思われま

す。資金関係ですが、工事費用の見積書他撤去費用も計上されており、権利者には十分な資力があると確認できました。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、賃貸借権設定1一時転用を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1一時転用について、見地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、関委員と私、伊井です。

土地の表示、権利者、義務者については、議案記載のとおりです。

申請地の位置は、富里工業団地、株式会社エコーから立沢区公民館方面に100mほど行った左側です。

転用の用途は、資材置場です。

この案件は更新で、2018年に申請した一時転用において、台風や雨など天候不良により工期が大幅に伸びたところに、昨今のコロナの影響により、さらに工期が遅れ再度申請することとなりました。また、昨年の台風において、富里市立沢字天神谷津925-1、925-2、926、927の木が倒れ、その片付けのために発生する木の枝や根の一時仮置き場が必要となるため、一時的に資材置場として利用したいとのことでした。

申請地は作付けされていません。一部砂利が敷かれています。

進入路は、市道に面し確保されております。

隣接地との境界ぐいは設置され、確保されております。

事業にかかる事業総額は年100万円で、その他の経費についてはかかりません。

資金は自己資金で、それを裏づける資料を確認しております。

第三者の権利はありません。

一時転用期間は、2021年7月1日～2024年6月末日です。

運び出し、木の枝、根の乾燥に天候を考慮しても2年ほどを要し、その後チップにする計画なので3年の工事期間を要します。

他法令の関係は特にありません。

転用面積は、適当であると思われます。

隣接農地の所有者は1名おり、事業の内容を説明し理解を得ているそうです。

土砂等流出対策については、周囲より低いため流出しないとのこと。

土砂の搬入計画はありません。

工事期間中の防災計画については、入口には立ち入り禁止の表示をし、チェーンにて入口をふさぎ、外部からの立入を防ぐ措置をとる計画です。



ガス、粉じん等の発生はなし。

用水の意計画はなし。

雨水は自然浸透。汚水及び雑排水はなしです。

日照、通風等による支障ありません。

農地復元関係については、農地復元誓約書が提出されております。

農地復元後の作付け予定品目は粟です。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、賃貸借権設定2一時転用を議題とします。

高須事務局長の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

高須事務局長。

高須事務局長 議案第3号 農地法第5条 賃貸借権設定2一時転用について報告します。

この案件は、平成30年4月に許可となったもので、3年が経過するため更新の許可を得ようとするものです。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりです。

申請地はこひつじ保育園から芝山方面に向かい、農協の東部出荷場手前の十字路を右折し、50mほど行った先を左に入ったところです。

現地には、太陽光発電設備が設置され、下部ではブルーベリーが栽培されていました。

営農区分は農振農用地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号に該当する場合は、例外的に許可しうるものとされています。

農振担当課から、令和3年3月2日付けで、太陽光発電設備の設置に関し問題がない旨の意見書も添付されておりました。

転用の用途は営農型太陽光発電施設の設置で、賃貸借権の設定となります。

転用の概要ですが、パネル300枚、くい90本、面積が0.4平方メートルです。

資金関係ですが、自社の見積が添付されており、資金についても残高証明が添付され、事業費を上回っていることを確認いたしました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

#### ◎議案第4号

議長 日程第5、議案第4号 競売による買受適格証明願について、競売1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 議案第4号 競売による買受適格証明願について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

競売により農地を取得しようとする者は、買受適格証明願を提出し、証明の交付を受けなければならないため、今回の申請となったものです。

今回の申請は、農地を資材置場として取得しようとするものであることから、判断にあたっては農地法第5条の許可申請があった場合における判断基準により行うこととなるので、その基準で行いました。

担当委員は、関委員と私、伊井です。

概要は議案のとおりです。

申請地は、富里第一小学校わきの国道409号線を挟んで反対側に位置しています。

願出者は、現在本社の南側の敷地150坪を借りて碎石等を置いています。現状でも必要な量の碎石等を置ききれず、各工事現場ごとにその近くで借りられる土地を探しては碎石等

を置かせてもらい、仕事をしている状況です。

幸いなことに受注件数は毎年少しずつ伸びているのですが、現状では増えつつある受注をこなすことができなくなるのは明白なため、他の場所にストックヤードを探していました。

碎石等は「量」も必要ですが、RC、RM（粒度調整碎石）、天然碎石、山砂等の種類があり、それぞれ分けてストックする必要があります。

また、それぞれストックした碎石を重機を使ってダンプ等に積込む必要がありますので、そのためのスペースも必要です。

これらを検討した結果、置場の面積は最低でも300坪以上必要になると考えているのとことです。

隣接地との境界は確定しており、進入路は市道により確保されております。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を承認相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は承認相当と決定しました。

お諮りします

本案の事務処理につきましては、当該買受適格証明書の交付を受けたものが落札人となり、農地法第5条許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が当該証明書の交付時と同一内容であると認めた場合、総会に諮らず会長専決による許可としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、会長専決とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第5号

議 長 日程第6、議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、2月25日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の18、19ページに3年新規、畑11筆、28,781㎡。次第の20～22ページに3年更新、畑23筆、43,338㎡、田2筆、2,691㎡。次第の23ページに6年新規、畑2筆、11,718㎡。次第の24、25ページに6年更新、畑10筆、30,650㎡、田4筆、11,362㎡。次第の26ページに10年新規、畑5筆、19,901㎡。次第の27ページに10年更新、畑3筆、6,565㎡、田3筆、8,794㎡。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で、審議案件は終了しました。

---

#### ◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。

次第の28ページに2件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 2時22分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員

